（別紙－４）

平成 28 年３月

# すずかけ第２・第４駐車場改修工事　　特記仕様書

## １）共通事項

・当該駐車場周辺には住宅・商業施設等があり、前面道路も交通量があることから、それらに対する安全の確保を図るため、必要に応じた対策を行なうこととします。
また、施工の際には騒音・振動等にも十分配慮することとします。

・本工事では、当駐車場契約車両を、駐車車両の移動計画及び舗装改修計画に基づき、移動させた後、改修工事を行うこととします。
なお、車両等の移動を行わなくても施工可能な工事については、十分に安全を確保した上で、実施して下さい。

・改修後の駐車区画の大きさは幅員 2.5m×奥行 5.0m として下さい。
なお、駐車区画ﾚｲｱｳﾄに際して、車路幅員及び歩行者通路幅員は、改修前の寸法を確保して下さい。

## ２）舗装改修工事

・薄層ｵｰﾊﾞｰﾚｲ舗装に使用する材料は、（公社）日本道路協会発行の舗装調査・試験法便覧〔第３分冊〕第Ⅲ章試験編に記載の「B018T ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の曲げ疲労試験方法」によるｱｽﾌｧﾙﾄ混合物のひび割れ抵抗性を確認する項目において、以下の性能を有している材料とする。
　ｱ）曲げ破断ひずみ　　　　　：$8.0 \times 10^{-3}$ 以上（試験温度 0℃の場合）
　ｲ）繰り返し曲げ試験破壊回数：10,000 回 以上（試験温度 20℃、ひずみ 600μの場合）

・薄層ｵｰﾊﾞｰﾚｲ舗装施工にあたって、既設側溝との摺り付けは、既存舗装（t=50mm）を 0.3m 撤去して、一定厚(平均厚 25mm)にて摺り付けて下さい。

・舗装面除草工は、舗装ｸﾗｯｸ部に自生する雑草類を、根こそぎ除去するものです。
本舗装は薄層ｵｰﾊﾞｰﾚｲ舗装のため、放置したまま舗装を行うと、将来、舗装面にｸﾗｯｸ等が発生する可能性があります。

・各区画の区画線は２重線（U 型ﾗｲﾝ）として下さい。

・すずかけ第４駐車場の舗装改修範囲の一部に、時間貸し区画として、舗装面に装置（フラップ板）が設置されています。施工に際して時間貸し駐車場業者と協議の必要があります。

・区画線工事に際しては、施工位置測量後に工事監督員及び駐車場施設管理者による確認後、施工を行なうこととします。

・雑草の育成を阻害するため、すずかけ第２駐車場のﾏｳﾝﾄﾞｱｯﾌﾟ部分について、7cm の鋤取、締固めを行い、ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装を行います。舗装時にはひび割れ等防止のため、適当な間隔に目地材を入れて下さい。なお、床付面は十分締固めを行う事とし、軟弱地盤の場合は対策を講じて下さい。

・雑草の育成を阻害するため、すずかけ第４駐車場の間知ﾌﾞﾛｯｸ擁壁側のｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ設置部分について、5cm の鋤取、締固めを行い、乳剤散布後に再生密粒により舗装を行います。
なお、床付面は十分締固めを行う事とし、軟弱地盤の場合は対策を講じて下さい。

３）ﾌｪﾝｽ等改修工事

・すずかけ第２駐車場のﾈｯﾄﾌｪﾝｽ改修位置は、敷地東道路側、南 東京電力鉄塔側とします。
なお、ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱ(ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ)との境界部分は対象外とします。

・すずかけ第４駐車場の敷地外周部のｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟについては、既存の基礎を流用して、施工してください。（ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟの施工範囲には、菜園の廻りも含まれます。）
また、ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ改修位置は敷地南西擁壁（区画番号 B1～26 付近）とします。
道路側菜園廻りは対象外とします。

４）電気設備等改修工事

・すずかけ第２駐車場の外灯改修について、ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱｰに隣接している１箇所については、照明器具１灯式とし、その他はこれまで通り２灯式とします。

・すずかけ第４駐車場の外灯改修については、引込柱も含めて、改修することとします。
なお、菜園に隣接する１灯も改修に含みます。